

令和4年度 甲府市学校教育指導重点

目標

甲府の子どもの教育

豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成を目指す。

思い遣る心とは

自分を思いやる心
他の人を思いやる心
集団や社会を思いやる心
自然や生命を思いやる心

重点目標

- ・「思い遣る心」の育成
- ・「生きる力」を育む教育の展開

「生きる力」を育む教育課程の編成

確かな学力の育成

「思い遣る心」を育む生徒指導の推進

健康・体力の向上

信頼される学校づくりの推進

□「思い遣る心」の育成を重視し、「生きる力」を育む、保幼小及び小中連携を意識した教育課程の編成と実施に努める。

1 「生きる力」を育む教育課程の編成と確実な実施に努める。

- ◎新学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントに基づく教育課程の編成と実施
- ・グローバル化に対応した系統的な外国語教育の推進
- ・教育課程に基づく保幼小及び小中連携の推進

2 将来の生き方をみつめた体系的なキャリア教育の推進に努める。

- ・各発達段階に応じた指導計画に基づく指導の充実

3 特別な教育的支援の必要な児童生徒の教育の推進に努める。

- ・家庭及び関係機関との連携による「個別の教育支援計画」の作成・活用

□基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む意欲・態度を養い、「生きる力」「思い遣る心」の育成に資する。

1 組織的・計画的に授業改善に取り組み、確かな学力の育成に努める。

- ◎「甲府スタイル」による「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくり
- ・基礎的・基本的な内容の確実な定着
- ・言語活動の充実による思考力・判断力・表現力の育成
- ◎1人1台端末等のICTを効果的に活用する授業づくり
- ・学びに向かう力や人間性を育てる学習指導
- ・家庭と連携した学習習慣、読書習慣の確立

2 自己をみつめる力と「思い遣る心」を持った道徳的実践力の育成に努める。

- ・全教育活動を通しての一貫性のある道徳教育の推進
- ◎新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりと評価の工夫
- ・規範意識の醸成、生命を尊重する心の育成

3 楽しく豊かな学校生活を築くための特別活動の充実に努める。

- ・望ましい集団活動を通しての自主的実践的態度の育成

□不登校に対する総合的な取組の展開と学校いじめ防止基本方針に基づくいじめへの対応等を最優先課題とし、愛と信頼に基づく心のふれあう人間関係をつくり、「思い遣る心」の育成に努める。

1 校内指導体制の確立と機能強化に努める。

- ◎共通理解と統一した指導方針に基づく組織的な生徒指導
- ・共感的で適切な児童生徒理解、教師と児童生徒との信頼関係に基づく生徒指導

2 教育相談の充実強化に努める。

- ・教職員とスクールカウンセラー等との連携による教育相談

3 存在感が実感できる体験的・実践的活動の推進に努める。

- ・公共心と「思い遣る心」を基調としたボランティア活動等

4 家庭・地域・関係機関との連携を密にした生徒指導の推進に努める。

- ◎児童生徒を中心に据え、家庭、地域、関係機関の役割分担に基づく協働
- ・家庭、地域と連携した情報モラル教育

5 お互いの個性を大切にし、多様な人々と協働できる資質の育成に努める。

- ◎一人一人の人権を尊重し、個性を認め合うことで、ともに成長していくことのできる集団づくり、心の居場所づくり

□「生きる力」の基盤である、健康・体力・安全に関する資質と能力の育成に努める。

1 自己管理能力の育成と体力向上の基礎の育成をめざした健康・安全指導の推進に努める。

- ・基本的生活習慣の確立
- ◎日々運動に親しむ習慣の確立と体力の向上を意識した取組の推進
- ・食育、がん教育等の健康教育の推進
- ◎感染症への正しい理解を図るための指導と、適切な感染予防対策をとる態度の育成

□児童生徒、保護者、地域からの期待に真摯に応えようとする教員の姿を通して信頼を培い、子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりの推進に努める。

1 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立に努める。

- ・学校関係者評価を含めた学校評価に基づく指導体制の一層の工夫改善、充実とその公表

2 家庭や地域との一層の連携を図り、信頼される学校づくりに努める。

- ・積極的な情報発信と授業の公開
- ◎保護者や地域住民が、学校の教育活動に参加する機会の充実と学校運営協議会設置に向けた準備

3 安全管理体制の見直しと充実に努める。

- ・安全教育の推進と実践的な訓練の実施、家庭、地域、関係機関等との連携による安全確保の徹底
- ・個人情報管理の徹底
- ◎危機管理マニュアルの改善と充実、危機発生時における迅速な対応

議題：第 4 号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部改正について

1 改正理由

(1) 衛生委員会の設置

労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 18 条第 1 項では、政令で定める規模の事業場ごとに、衛生委員会を設けなければならないとされている。（教育委員会に係る政令で定める規模は、常時 50 人以上の労働者）

教育委員会において、令和 3 年度、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場（学校等）には、山城小学校及び城南中学校が該当することから、新たに衛生委員会を設置する必要がある。

(2) 安全管理者の選任の見直し

安衛法第 11 条第 1 項では、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから安全管理者を選任する必要がある。

しかし、教育委員会では、令和 3 年度から全ての小学校給食調理業務を委託したことにより、政令で定める業種に該当しないことから、安全管理者の選任の見直しを行う。

2 主な改正内容

「衛生委員会」及び「安全管理者」等に係る甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部改正を行う。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

4 新旧対照表

別紙

5 教育委員会への議題時期

令和 4 年 3 月定例教育委員会

議題：第4号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則（昭和55年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第5条（略）</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p><u>（安全管理者）</u></p> <p><u>第5条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）</u></p> <p><u>第11条第1項の規定により、安全管理者を事務局に置く。</u></p> <p><u>2 安全管理者は、学事課長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p><u>3 安全管理者は、安全衛生管理事項のうち安全に係る技術的事項を管理する。</u></p> <p><u>4 安全管理者は、必要に応じて職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>第5条～第9条（略）</p> <p>（産業医）</p> <p>第9条 <u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）</u></p> <p>第13条の規定により、産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、教育長が選任する。</p> <p>3 産業医は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>（1）健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。</p> <p>（2）衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。</p> <p>（3）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。</p>	<p>第5条～第9条（略）</p> <p>（産業医）</p> <p>第9条 <u>法</u>第13条の規定により、産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、教育長が選任する。</p> <p>3 産業医は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>（1）健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。</p> <p>（2）衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。</p> <p>（3）職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。</p>

議題：第4号

4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、教育長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者及び衛生担当者に対して指導し、若しくは助言することができる。

5 産業医は、定期的に職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生委員会)

第9条の2 次に掲げる(職員の衛生に関する)事項について調査審議するため、法18条の規定により、**常時50人以上勤務する学校に衛生委員会(以下「学校衛生委員会」という。)**を置く。

- (1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 新規に採用する機械、器具その他の設備等に係る健康障害の防止に関すること。
- (5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。
- (6) その他職員の衛生に関すること。

2 **学校衛生委員会**は、委員9名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長及び教頭の職にある者
- (2) 衛生管理者のうちから教育長が指名した者
- (3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者
- (4) 産業医

3 前項各号(第1号を除く。)の委員の半数については、職員団体の推せんにより教育長が指名するものとする。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、

4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、教育長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者及び衛生担当者に対して指導し、若しくは助言することができる。

5 産業医は、定期的に職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生委員会)

第9条の2 次に掲げる(職員の衛生に関する)事項について調査審議するため、法第18条の規定により、**甲府商業高等学校職員衛生委員会(以下「商業高校衛生委員会」という。)**を置く。

- (1) 職員の健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 新規に採用する機械、器具その他の設備等に係る健康障害の防止に関すること。
- (5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。
- (6) その他職員の衛生に関すること。

2 **商業高校衛生委員会**は、委員9名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長及び教頭の職にある者
- (2) 衛生管理者のうちから教育長が指名した者
- (3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者
- (4) 産業医

3 前項各号(第1号を除く。)の委員の半数については、職員団体の推せんにより教育長が指名するものとする。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、

議題：第4号

前任者の残任期間とする。

- 5 前3項に定めるもののほか、衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、衛生委員会が定める。

(安全衛生委員会)

第10条 職員の安全及び衛生に関する次の各号に掲げる事項について調査審議するため、法第19条の規定により、甲府市教育委員会職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 職員の安全教育及び衛生教育の実施計画に関すること。
- (4) 新規に採用する機械、器具その他の設備等に係る危険若しくは健康障害の防止に関すること。
- (5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。
- (6) その他職員の安全及び衛生に関すること。

2 委員会は、委員13名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) _____安全担当者、衛生管理者及び衛生担当者のうちから教育長が指名した者
- (3) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者
- (4) 産業医

3 前項各号（第1号を除く。）の委員の半数については、職員団体の推せんにより教育長が指名するものとする。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 5 前3項に定めるもののほか、衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、衛生委員会が定める。

(安全衛生委員会)

第10条 職員の安全及び衛生に関する次の各号に掲げる事項について調査審議するため、法第19条の規定により、甲府市教育委員会職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 職員の安全教育及び衛生教育の実施計画に関すること。
- (4) 新規に採用する機械、器具その他の設備等に係る危険若しくは健康障害の防止に関すること。
- (5) 健康診断の結果及びその結果に対する対策に関すること。
- (6) その他職員の安全及び衛生に関すること。

2 委員会は、委員23名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) **安全管理者**、安全担当者、衛生管理者及び衛生担当者のうちから教育長が指名した者
- (3) 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が指名した者
- (4) 産業医

3 前項各号（第1号を除く。）の委員の半数については、職員団体の推せんにより教育長が指名するものとする。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、

議題：第4号

前任者の残任期間とする。

- 5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

以下 (略)

前任者の残任期間とする。

- 5 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

以下 (略)

議題：第4号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会安全衛生管理規則（昭和55年5月教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

第9条第1項中「法」を「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）」に改める。

第9条の2第1項中「甲府商業高等学校職員衛生委員会（以下「商業高校衛生委員会」という。）」を「常時50人以上勤務する学校に衛生委員会（以下「学校衛生委員会」という。）」に改め、同条第2項中「商業高校衛生委員会」を「学校衛生委員会」に改める。

第10条第2項中「23名」を「13名」に改め、同項第2号中「安全管理者、」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議題：第5号

甲府市文化財保護条例施行規則の一部改正について

このことについて、次のとおり規則の改正を行う。

- 1 **改正の理由** 甲府市文化財保護条例施行規則（以下「規則」という。）は、昭和38年に制定され、平成18年に改正されたものである。規則に定める説明板の仕様が、平成29年に策定された甲府市公共サイン計画に沿わないものとなっているため。
- 2 **改正の概要**
 - ・規則第15条中に「ただし、既存の標識及び説明板等を利用する場合は、この限りではない。」を加える。
 - ・規則第15条中別図に定める説明板の基準を別添のとおり改める。
- 3 **改正予定日** 令和4年3月28日
- 4 **新旧対照表** 別紙
- 5 **教育委員会への議題時期** 令和4年3月定例教育委員会

議題：第5号

甲府市文化財保護条例施行規則（平成18年教育委員会規則第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(第1条から第14条まで省略)</p> <p>第15条 条例第45条の規定による市の指定する文化財の管理に必要な標識及び説明板は、別図の基準によらなければならない。<u>ただし、既存の標識及び説明板等を利用する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(第16条から第18条まで省略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この規則は、令和4年3月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際現に存する説明板は、当分の間現状のまま設置することができる。</u></p>	<p>(第1条から第14条まで省略)</p> <p>第15条 条例第45条の規定による市の指定する文化財の管理に必要な標識及び説明板は、別図の基準によらなければならない。</p> <p>(第16条から第18条まで省略)</p>

議題：第5号

別図（15条関係）			
新		旧	
説明板	標識	説明板	標識
<p>指定年月日、指定の理由及び現状その他を簡易な表現を用いて記載する。材料は原則として金属<u> </u>。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 表面 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称を表示する。 2 裏面 甲府市教育委員会と表示する。 3 側面 指定年月日及び建設年月日を表示する。 4 材質 コンクリート、石材又は木材 	<p>設定年月日、指定の理由及び現状その他を簡易な表現を用いて記載する。材料は原則として金属又は木材。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 表面 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称を表示する。 2 裏面 甲府市教育委員会と表示する。 3 側面 指定年月日及び建設年月日を表示する。 4 材質 コンクリート、石材又は木材

議題：第5号

甲府市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会
教育長

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市文化財保護条例施行規則（平成18年2月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条に「ただし、既存の標識及び説明板等を利用する場合は、この限りではない。」を加える。

議題：第5号

別図（第15条関係）	
説明板	標識
<p>単位は mm (ミリメートル)</p>	

第15条別図に定める説明板の基準を別添のとおり改める。

附則

- 1 この規則は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 この規則の際現に存する説明板は、当分の間現状のまま設置することができる。

報告:第3号

令和4年度新小学1年生 人数調査

R4.3.3現在

No.	学校名	発送数 (名簿 人数)	外国人 お知らせ 通知	外国人 入学願 提出	昭和町 受託	笛吹市 受託	転出 (マ付 ス)	転入 (プラ ス)	転居 (マ付 ス)	転居 (プラ ス)	指定校 変更 (指定 校)	指定校 変更 (希望 校)	区域外 就学 (マ付 ス)	区域外 就学 (プラ ス)	在外	特別 支援 学校	駿台 甲府小	山梨 学院小	梨大 附属小	その他 私学等	人数
1	新紺屋	44	2	2			-1		-1		-4	4			-1	-1	-7	-1	-11		23
2	湯田	29	4	1							-3	5			-1		-1		-4		26
3	伊勢	45	1						-1	1	-3	8		1		-1	-2		-1		47
4	朝日	35	1	2					-2			1	-1				-4	-1	-6		24
5	里垣	48	1	1					-1	1	-5	1		1	-1			-3	-3		39
6	相川	62	1	1						1	-1		-1	1		-1			-9		53
7	国母	51	3	2			-2				-1						-1	-1	-1		47
8	貢川	54	2	1				1	-1		-3	3	-1				-2	-1	-2		49
9	千塚	54	2					2	-1	2	-3	3			-1	-1	-1	-1	-2		51
10	池田	73	2	1				2	-1		-4	4				-2	-3	-2	-3		65
11	北新	35	2	1			-1			1	-1	4					-1	-2	-13		23
12	千代田	3								1	-2	2									4
13	甲運	41	1	1			-1	1		1	-1							-4	-1		37
14	玉諸	155	3	3			-1	3	-3	1	-22	3	-2			-2	-2	-4	-1		128
15	山城	211	2	2			-2	2	-2	3	-9		-1		-1	-1	-12	-2	-3		185
16	大里	97					-4	4	-3	1	-1					-3		-2			89
17	東	46						2			-4	23				-3	-1	-6	-3		54
18	羽黒	68					-1	4		1	-1	4				-1	-1		-5	-1	67
19	石田	38	1	1				3	-1		-1	4			-1		-3				40
20	新田	20	2	2			-1		-1		-5	1	-1				-1		-2		12
21	大国	87	2	2			-1	2	-1	3	-2	1	-1			-1	-1	-1	-2		85
22	舞鶴	59	2	2			-1	1	-1	3	-1	3					-3	-2	-6		54
23	中道南	9								1											10
24	中道北	24					-2		-1			3									24
25	善誘館	41						1			-5	5					-3	-1	-1	-2	35
		1,429	34	25	0	0	-18	28	-21	21	-82	82	-8	3	-6	-17	-49	-34	-79	-3	1,271

報告:第3号

令和4年度新中学1年生 人数調査

R4.3.3現在

No.	学校名	発送数 (名簿人数) ※外国籍 含む	新規 外国人 入学願 お知ら せ	外国人 入学願 提出	昭和町 受託	笛吹市 受託	転出 (マ付 ス)	転入 (プラ ス)	転居 (マ付 ス)	転居 (プラ ス)	指定校 変更 (指定 校)	指定校 変更 (希望 校)	区域外 就学 (マ付 ス)	区域外 就学 (プラ ス)	在外	特別 支援 学校 (新規)	駿台 甲府中	山梨 英和中	山梨 学院中	梨大 附属中	その他 私学等	人数
1	東	257	0		0	0					-18	16	-3			-2	-7		-12	-6	-3	222
2	西	154	0		0	0			-1		-8	17					-9		-6	-13		134
3	南	144	0		0	0	-1				-9	47					-4		-11	-10	-1	155
4	北	127	0		0	0	-1	2	-1	1	-9	4					-4		-1	-29	-1	88
5	南西	93	0		0	0				1	-12	8		1		-1	-7		-2	-4		77
6	北東	119	0		0	0				1	-2	5		1	-1		-9		-7	-20		87
7	北西	107	0		0	0					-1	2					-3		-1	-11		93
8	富竹	80	0		0	0		1		1	-10						-2		-1	-7		62
9	城南	297	0		0	0		1			-17	5				-1	-12		-5	-4		264
10	上条	141	0		0	0	-2	1	-2		-22	3					-2		-2	-3		112
11	笛南	47	0		0	0	-1					1					-3					44
		1,566	0	0	0	0	-5	5	-4	4	-108	108	-3	2	-1	-4	-62	0	-48	-107	-5	1,338